

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、スマートシティ青森推進協議会規約（以下、「規約」という。）第5条に基づき、会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 協議会の会員になろうとする者は、別に定める方法により申請し、事務局が承認する。

2 会員は、規約及び本規程に従うものとする。

3 会員は、入会申請をもって、規約及び本規程に同意したものとみなす。

(会員種別)

第3条 協議会の会員種別は、次のとおりとする。

(1) 正会員 営利を目的とする企業及び団体等

(2) 特別会員 営利を目的としない地方自治体、大学、研究機関等

(入会資格)

第4条 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、協議会は入会を承認しない。

(1) 申請の内容に、虚偽の記載等があった場合

(2) 青森市の入札参加の制限を受けている場合

(3) 青森市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者と認められる場合

(4) 過去に協議会から会員資格を取り消されたことがある場合

(5) その他協議会が不適当な事由があると判断した場合

(会費)

第5条 会員は、規約第16条及び運営委員会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退会及び除名)

第6条 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかの事由に該当するときには、運営委員会の決定に基づき、除名することができる。

(1) 第4条各号に掲げる入会資格のいずれかを欠くに至ったと認められる場合

(2) 規約、規程、法令又は公序良俗に違反をした場合

(3) 協議会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合

(4) 協議会の事業活動を妨害する等により、事業活動に悪影響を及ぼした場合

(5) その他本協議会が不適當な事由があると判断した場合

3 会員が次のいずれかに該当するときは、運営委員会の決定に基づき、退会したものとみなすことができる。

(1) 会員である企業・団体が消滅したとき

(2) 事務局が会員と1年間連絡が取れないとき

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は運営委員会が行い、改廃した場合は、遅滞なく公表する。

(雑則)

第8条 本規程に定めるもののほか、会員に関して必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

1 本規程は、令和8年2月25日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、当分の間、会費は徴収しないものとする。